

平成30年8月8日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（前期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（前期）を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、地域づくり課、秘書広聴課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課及び河東支所住民福祉課）
- (2) 観光商工部（観光課、商工課及び企業立地課）
- (3) 農政部（農政課及び農林課）
- (4) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊

公民館、北会津公民館、河東公民館、北会津地区学校給食センター、河東地区学校給食センター及び会津若松学校給食センター)

- (5) 市民部（湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター及び東市民センター）

3 監査対象期間

平成29年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 主要事業が限られている場合及び出先機関における庶務経理事務
- (4) 上記(1)に関する工事
- (5) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」、「第2経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第3工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選

定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成30年5月9日から平成30年6月26日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 平成30年6月27日及び28日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、一部の事務事業については、下記のとおり改善等の必要を認める事項があったが、それ以外の事務事業についてはおおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○小額工事について（教育総務課）

小額工事とは、予定価格50万円未満の工事で、①市民生活に危険又は支障を及ぼすおそれがあり、緊急な対応を必要とする場合、または、②その他軽易な工事で設計図書を省略することが合理的と認められる場合に、現場での口頭説明により、選定した1者の施工業者より見積書を徴し内容を精査した上で契約を締結するものである。

平成29年度には、小学校52件 19,689,480 円、中学校42件 14,840,280 円、合計94件 34,529,760 円の小額工事が発注された。小中学校の場合、夏休み等を除けば、毎日子供たちが学校活動に勤しんでいることから、水道の漏水といった緊急な対応を必要とする場合に速やかに現場に入れるよう、現場に精通している、現場に近い、といった理由で関連のある施工業者を選定できることが利点である。小額工事は迅速に発注できる手法であるが、設計図書及び予定価格調書の作成を要せず、また、一者随意契約が許容されるという点で、工事の発注方法としては、あくまで例外的な対応である。

こうした中で例えば、舗装工事として学校内通路の整備費が総額約480万円と見込まれる場合に、工事に緊急性はなく、設計図書を省略する合理的理由がないにもかかわらず、年度ごとに50万円未満に分割し、施工することによって、小額工事に該当させているように受けとめられるものもある。

また、屋上コンクリート工事においては、同一業種の工事が複数の学校で必要な場合、これをまとめて発注することも可能であるにもかかわらず、学校ごとに発注することによって50万円未満の小額工事とし、しかも同一業者に複数の学校の工事を発注していた事例もあったところである。

更に、ボイラー整備工事においては、年に一度冬期間前に定期的に行うものであるから、緊急性を有せず、早めに発注することで日程の調整も可能である。また、学校ごとに発注することによって、小額工事として同一業者と複数契約して

いるが、同一業者と契約するのであれば、まとめて一つの工事として適正な契約方法によってより競争性を持たせることも可能である。

加えて、中学校洋便器新設工事においては、発注時の見積書の内容と竣工時の現場状況が一致しておらず、契約額に変更がないものの、施工内容が変更になったことの経緯、積算方法、協議書等の書類は残っておらず、透明性の確保に疑問が残る。

小中学校以外でも、公民館多目的便所工事において、①洋便器改修工事、②建具改修工事、③ベビーシート設置工事、といった3つの小額工事に分割して発注され、①と③は同一業者が選定されている。これらの工事に緊急性はなく、設計図書を省略する合理的理由もなく、まとめて一つの工事として適正な契約方法を実施することが望ましいと思われるが、起工理由書には、小額工事として発注する理由、業者の選定理由は記載されていなかった。

小額工事全般において、起工理由書が添付されているが、小額工事として発注する理由、業者の選定理由が記載されておらず、小額工事として発注し業者を選定した根拠が不明である。また同一業者が繰り返し選定されているケースもあることから、業者選定が安易に行われている、との疑念も招きかねない。

児童生徒の安全性と適切な教育環境を維持・確保していく上で、迅速な対応を可能とする小額工事の果たすべき役割は

大きいところである。今後は、小額工事がこれまで以上に的確に行われるよう、教育委員会における内部統制として、小額工事にしなければならない理由、合理的な業者選定理由の明示をルール化するとともに、その妥当性を組織的に検証することによって、適正な契約に努め、公平性、公正性を保つような工事発注に努められたい。

(2) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○（仮称）市長公舎サテライトオフィス整備（設計・施工）事業について（企画調整課）

近年、民間の施設整備や運営・管理のノウハウ、資金調達・リスク管理の能力を活用し、行政サービスの向上と効率的な行政運営の実現を図ることを目的とした事業手法、いわゆるPPP（プライベート・パブリック・パートナーシップ）が全国的に注視されている。

PPPとしては、民間が資金調達を行うPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）方式が代表的な事業手法であるが、資金調達は行政が行い、民間事業者が施設整備と運営を担うDBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式もこうした事業手法の1つであり、本市の浄水場整備・運営事業や会津若松地方広域市町村圏整備組合のし尿処理施設整備・運営事業においては、DBO方式によって事業が行われている。

これらの事業は、いずれも数十億円規模の超大型のプラント整備事業であるが、それに対し、今回の（仮称）市長公舎北サテライトオフィス整備（設計・施工）事業は、予算化の段階では事業規模 26,500 千円の D B O（設計・施工・運営）方式を想定し、事業化の段階では関連事業の進捗のかねあいもあって管理運営までは対象とせず、決算ベースで事業規模 24,408 千円の D B（設計・施工）方式で事業が行われた。

このように、今回の事業は、超大型のプラント整備事業のみならず、比較的規模の小さな事業においても、D B O 方式あるいは D B 方式の可能性を示唆する試みとして、注目に値する事業といえる。

また、これからの施設整備に当たって、市民との協働や官民連携を図っていく上で、こうした手法の検討はますます重要になってくるものと思われるが、こうした整備手法の他の事業への援用、あるいは、制度化という観点からみると、実務的な点では、契約や支出科目のあり方についていくつかの考え方があり、今後、一定程度の整理を検討していく必要がある。

今回の事業においては、予算化の段階では、ハード面ではセキュリティを含めた施設・機能のあり方、ソフト面では I C T オフィスビルへの企業誘致など、I C T オフィスビル整備事業との関連性を重視し、D B O 方式を採用したとのものであった。このように、他事業との関連性の重視を D B O の採用基準としたが、一般的には D B O 方式によって、運営・

維持管理を見通した設計・建設が行われるとともに、運営・維持管理の手法についても民間事業者のノウハウ活用によって、事業全体のコストの削減効果が期待されるといわれており、今後、D B O方式の拡張を図っていく際には、採用基準のあり方について、更に調査・研究していく必要があると思われる。

更に、最終的にD B方式によって事業に取り組んでいるが、それは、民間の最新の知見を盛り込んだ施設とするとともに、低廉なコストで短期間で事業を完了することをねらいとしたものとのことであった。これは、設計・施工を一括発注とすることによって、設計と工事の2回の入札手続を経ることなく、契約が可能となるため、全体の事業期間の短縮を図れるものであるが、これまでの市の業務では、設計と工事の分離発注が通例であることから、全庁的に統一的な対応を図っていくためには、こうした一括発注を採用する場合、条件についての精査が必要である。

なお、今回の事業がD B O方式又はD B方式の先駆的事例あるいは規範的事例であることを鑑み、この方式の成果や手法、更には前述した課題について、今回培った知識・経験をふまえ整理・検討を行い、全庁的なノウハウとして蓄積していくことが必要である。

○風評対策キャラバン隊活動事業業務委託について（商工課）

当該業務内容は風評対策キャラバン隊として各地のイベントへ参加するものであるが、当該事業の受注者は市の外郭団

体が実施する事業からも別途委託を受け様々な業務を実施しており、この業務実施場所がキャラバン隊の活動と重なる部分があるため、所管課は業者から提出された収支決算書を含め、業務実績報告書について、格段の注意をもって精査し検収を行う必要があると考える。

特に、商工課に事務局が設置された外郭団体から当該受注者に別途業務が複数発注されている現状を鑑み、業務委託の検収に当たって、重複する業務内容及び費用はないか等の突合せをするなど、当該業務委託の発注者として、更には外郭団体事務局としての両面からのチェック体制の確立に留意されたい。

○（仮称）河東学園中学校改築に伴う備品購入について（教育総務課）

当該備品の購入にかかる入札事務手続において、予定価格を設定するに当たり、複数者からの参考見積を徴することなく、1者のみから参考見積を徴し、予定価格を積算し設定していたものである。

予定価格は、契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するものであるが、その設定に当たっては、契約の目的とする物件等の需給の状況、取引の実情等を考慮して設定しなければならないものであり、落札金額の決定に当たり重要な役割を持っているものである。

この点をふまえると、1者のみの参考見積により予定価格を積算し設定するという事務手続は、妥当性・適正性に疑問

が残るところである。

したがって、今後は、契約事務の補助執行をしている教育委員会として、今回の事案にかかる経過及び原因について十分精査・検証を行うとともに、必要に応じて市長部局の担当部署とも協議を行いながら、事案の再発防止に努められたい。

また、教育総務課は、教育委員会の物品調達を所管している課であることから、日頃から教育委員会全体の契約事務の適正な執行に意を用いるとともに、課内におけるチェック体制の確立も含め、契約事務の内部統制のあり方について十分検討されたい。

更には、学校改築に係る物品購入契約案件について、議会への提案時期については、学校活動への影響が最小限となるよう十分考慮し、より適切な時期となるよう検討されたい。